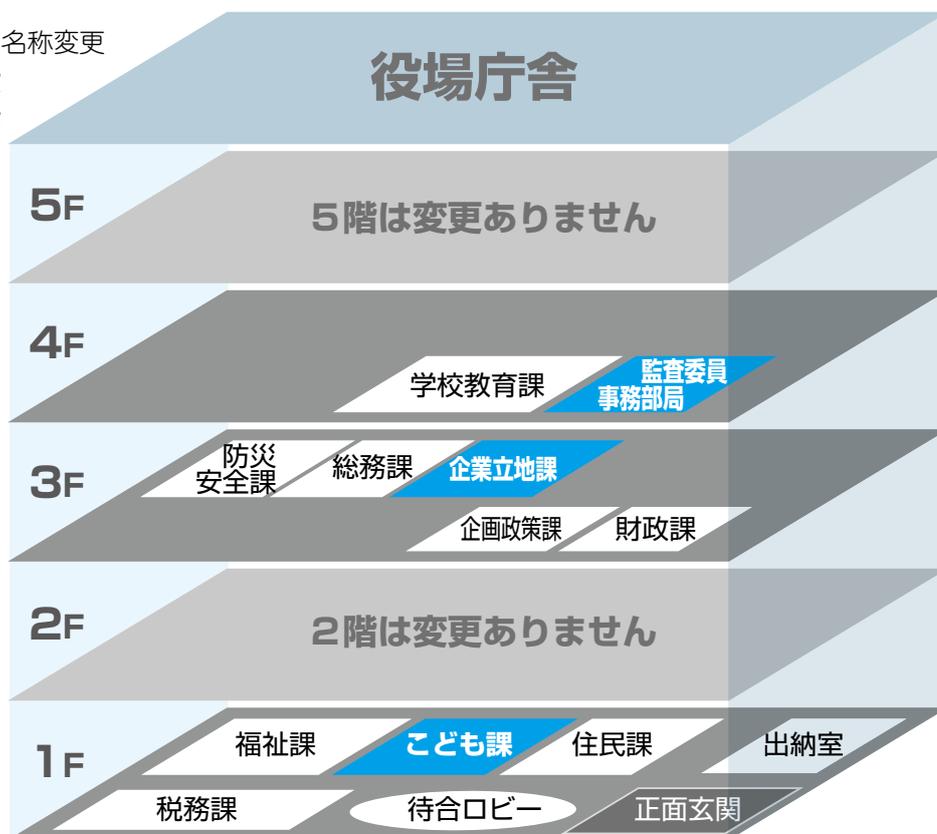


4月から役場の組織が一部変更となりました！

主な変更は次のとおりです。

- ・「児童課」⇒「こども課」に名称変更
- ・「企業立地課」を3階に新設
- ・「監査委員事務局」を3階⇒4階へ移動



※ ■ 青塗りつぶしの課が変更となりました。

各階の配置図と業務内容は以下のとおりとなります。青字の個所が変更となりました。

階	～平成 24 年 3 月	平成 24 年 4 月 ～	主な業務内容
5F	5階は変更ありません		議会事務局 議会運営
4F	【教育委員会】 学校教育課	【教育委員会】 学校教育課 監査委員事務局	小中学校教育・学校給食・児童生徒就学・教育施設整備 出納検査・決算審査
3F	財政課 企画政策課 監査委員事務局 総務課 防災安全課	財政課 企画政策課 (新) 企業立地課 総務課 防災安全課	予算編成・財産管理・入札・契約 総合計画・コミュニティバス・広報・情報公開・電子計算(電算室は4階) 企業誘致・少年少女発明クラブ・産学民連携 秘書・人事・行革・法規・研修・選挙 防災対策・交通安全・コミュニティ
2F	2階は変更ありません		都市計画課 土木課 下水道課 産業振興課 環境課 水道課
1F	出納室 住民課 児童課 福祉課 税務課	出納室 住民課 こども課 福祉課 税務課	現金の出納および保管 戸籍・住民異動・印鑑登録・国保年金・後期高齢者医療・福祉医療 保育所入園・子ども会・児童手当・放課後対策・子育て支援全般 高齢者福祉・心身障害者(児)福祉・介護保険・心配ごと相談 税収納・所得課税証明・納税証明・口座振替申請

※健康課、生涯学習課、消防署については変更ありません

問合せ 総務課人事行革G (内線 323)

電動アシスト自転車購入費補助制度のご案内

昨年度に引き続き、町では地球温暖化防止および渋滞緩和などの都市交通対策の一環として、町民の皆さんの電動アシスト自転車利用を積極的に支援することにより、人・まち・地球を大切にする都市交通を実現するため、電動アシスト自転車を購入する人に補助金を交付しています。

◎ 補助要件

通勤・通学・買い物などの日常手段を自動車から電動アシスト自転車へ転換する見込みのある人のうち、次の要件のすべてを満たす人。

- 町内在住で、町税の滞納がないこと
- 防犯登録、TSマーク登録を受けた新品の電動アシスト自転車の購入者であること
- 町が行うアンケート調査などに協力すること
- 電動アシスト自転車を法定耐用年数（2年）の期間、適切に管理すること（2年間の譲渡・売却などを禁止します。）

◎ 必要書類

- (1) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書
- (3) エコ&交通安全宣言書
- (4) 領収書（申請者氏名、購入日、購入品目の名称が記載されたもの）
- (5) 製造メーカー保証書
- (6) 防犯登録証
- (7) TSマーク付帯保険加入控え
- (8) 振込先口座番号が確認できる書類
- (9) 申請者の身分証明書の写し（住所地が確認できるもの）
- (10) 納税証明書（町税の完納が証明されているもの）
- (11) 認印

※ (1)～(3)の書類は役場企画政策課窓口にてお渡しします。
（町ホームページからもダウンロードできます。）

※ (4)～(8)の書類は原本をご持参ください。窓口でコピーを取らせていただきます。

※ (10)納税証明書（1通200円）は役場1階税務課にて発行します。



◎ 補助金額

購入費の3分の1以内（100円未満切捨て）・補助限度額 2万円
（1世帯1台まで）

この補助金は予算の範囲内、先着順で実施しますので、予告なく終了する場合があります。

【申込み・問合せ】 企画政策課政策G（内線341）

住民票の写しの様式が変わります

町では、平成24年6月4日から新しい住民記録システムに変わり、これまで世帯単位で管理していた住民票を、個人単位で管理するようになります。

◎住民票の写しの様式が2種類になります

平成24年6月4日からは、住民票の写しが「世帯票様式」と「個人票様式」の2種類となります。

【世帯票様式】

- ・住所は現住所と直前住所のみ、氏名・本籍・筆頭者などは最新情報のみ記載
- ・転出などで、住民票から削除された世帯員の人は記載されません

住民票 幸田町	
	Aさん
	Bさん
	Cさん
	Dさん

同一世帯の
人を記載
(全員または一部)

【個人票様式】

- ・住所・氏名・本籍・筆頭者などの履歴を記載
- ・転出などで、住民票から削除された世帯員の人は、この個人票様式でのみ発行します
- ・世帯全員の住民票の写しは、個人票をとじて交付することもできます

住民票 幸田町	
	Aさん

住民票 幸田町	
	Bさん

1人分のみ記載
(履歴なども記載)

【注意事項】

※新システムへの切り替えに伴い、平成24年5月1日で住民票が改製されます。平成24年4月30日までの住所履歴や死亡されている人が必要な場合には、最新の住民票とそれ以前の住民票が必要となる場合があります。詳しくは、窓口でご相談ください。

※住民票の申請にあたり、同一世帯(同一住民票)の人以外の住民票の写しを請求する場合は、委任状が必要です。また、除票などの場合には、同一世帯であっても委任状が必要な場合もあります。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

◎住所に部屋番号などの方書を記載します

アパート・マンションなどの増加に伴い、住所に部屋番号がないことで郵便物の不着などの支障が生じており、これらの解消のため、住民票に部屋番号を記載します。

【住所の記載例】

(これまで) 幸田町大字菱池字元林1番地1



(これから) 幸田町大字菱池字元林1番地1(101)

◎削除後5年経過した住民票の除票などの交付を取り止めさせていただきます

平成24年6月4日より、死亡・転出・職権削除などにより削除され、法定の保存年限である5年を経過した住民票の除票などの交付を取り止めさせていただきます。

印鑑登録証明書の用紙のサイズが変わります

印鑑登録証明書については、これまでA5版の用紙を使用していましたが、平成24年6月4日からは、A4版の用紙(住民票と同じ大きさ)になります。

【注意事項】

※印鑑登録証明書の交付を受けられる際には、必ず印鑑登録証(茶色のラミネートカード)と運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※外国籍の人の印鑑登録証明書に限り、平成24年7月9日からA4版の用紙になります。

問合せ 住民課戸籍G (内線 131)

平成24・25年度 後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ

平成22・23年度の保険料率

所得割率 7.85%
均等割額 41,844円
賦課限度額 50万円



平成24・25年度の保険料率

所得割率 8.55%
均等割額 43,510円
賦課限度額 55万円

愛知県後期高齢者医療広域連合議会において、平成24・25年度の保険料率が改定されました。7月中旬に「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

なお、普通徴収の人へは、「後期高齢者医療保険料納付書」も送付します。

【保険料の支払方法】

原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。

ただし、年金を年額18万円以上受け取っている人で、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超えない場合が対象となります。

年金からの天引きとならない人は、口座振替または納付書により納めていただきます。（普通徴収）

【保険料の計算方法】

保険料は、お一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」との合計額です。なお、一人当たりの保険料の上限額は55万円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 43,510 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000 \text{円}) \times 8.55\%$$

【保険料の軽減について】

収入状況や世帯構成（平成24年4月1日現在）により、均等割額と所得割額が軽減になる場合があります。

【職場の健康保険などの被扶養者だった人について】

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった人は、保険料の均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。

※国民健康保険および国民健康保険組合の加入者だった人は除く。

【保険料の減免について】

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な人は、保険料の減免が認められることがあります。

- (1) 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
 - (2) 事業の廃止、失業などにより、収入が著しく減少した場合
- 減免には、申請が必要となります。

【協定保養所利用助成事業について】

被保険者の皆さんが、健康の保持・増進を目的に次の協定保養所に宿泊した場合、一人1泊につき1,000円（全保養所合わせて4泊まで）を助成します。申込みは、直接協定保養所にお問い合わせください。

場 所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568 - 67 - 3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594 - 42 - 3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562 - 82 - 0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531 - 35 - 1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533 - 68 - 4696
豊田市	豊田市 百年草	0565 - 62 - 0100



問合せ 住民課医療G（内線 137）

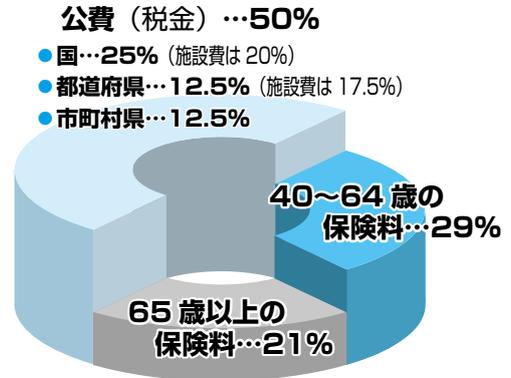
第5期介護保険計画における介護保険料の見直しについて

介護保険制度は平成12年に創設されており、3年ごとに計画の見直しを行ってきました。平成24年度から第5期の介護保険計画がスタートします。第5期計画における介護保険給付費の増加および介護報酬の引き上げ見込みに伴い、介護保険料の改定が行われました。また、介護保険料の負担割合についても見直しが行われました。

①負担割合の変更

65歳以上（第1号被保険者）と40歳以上64歳未満（第2号被保険者）の負担割合は全国ベースの人口比率で定められています。

	変更前	変更後
65歳以上の人	20%	→ 21%
40歳以上64歳未満の人	30%	→ 29%



②介護保険料の改定

第5期の介護保険計画（平成24年度～26年度）における介護保険給付費の増化見込みに伴い、保険料の見直しを行いました。変更内容については下記のとおりです。

介護給付費の見込み



旧段階	新段階	対 象	保険料率	新保険料 (年額)	旧保険料 (年額)
1	1	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額 × 0.45	20,520	21,000
2	2	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額 × 0.45	20,520	21,000
3	3	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下	基準額 × 0.7	31,920	31,500
	4	世帯全員が住民税非課税で第 2・第 3 段階以外の人	基準額 × 0.75	34,200	
特例 4	5	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる人のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.85	38,760	35,700
4	6	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる人のうち、第 5 段階以外の人	基準額	45,600	42,000
5	7	本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額 × 1.15	52,440	48,300
6	8	本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.25	57,000	52,500
7	9	本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.5	68,400	63,000
	10	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額 × 1.75	79,800	
8	11	本人が住民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人	基準額 × 1.85	84,360	73,500

問合せ 福祉課介護保険 G（内線 154）

「幸せな楽しい暮らしはまず健康」住民健診（特定健診）が始まります

対象者（国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の人、19～39歳以下の人）には、後日受診票を郵送します
 [人間ドックをお申し込みの人は、受診できません。]

※社会保険、組合国保などに加入の人（被扶養者含む）は原則受診できません。
 ※年度途中で国民健康保険に加入された人は、受診票を当日会場でお渡しします。
 ※国民健康保険に加入の人は、病院に通院中の人も、幸田町特定健康診査を受診してください。

とき	午前9時～11時 (午前中は混み合うことが予想されます)	午後1時30分～2時30分
6月8日(金)	鷺田公民館(65歳以上)	鷺田公民館(65歳以上)
6月11日(月)	岩堀公民館(65歳以上)	岩堀公民館(65歳以上)
6月12日(火)	大草老人憩の家	大草老人憩の家
6月13日(水)	荻農村センター	高齢者生きがいセンター(横落)(65歳以上)
6月15日(金)	久保田コミュニティホーム	長嶺コミュニティホーム
6月18日(月)	岩堀公民館(64歳以下)	岩堀公民館(64歳以下)
6月22日(金)	坂崎公民館	坂崎公民館
6月25日(月)	永野老人憩の家(永野・新田)	海谷公民館
6月26日(火)	保健センター(横落・幸田・桜坂)	須美公民館
6月28日(木)	芦谷公民館	芦谷公民館
6月29日(金)	市場公民館(市場・逆川)	市場公民館(市場・逆川)
6月30日(土)	保健センター(65歳以上)	保健センター(65歳以上) 受付時間午後3時まで
7月2日(月)	野場老人憩の家	桐山老人憩の家
7月3日(火)	里中央コミュニティホーム	里中央コミュニティホーム
7月7日(土)	保健センター(64歳以下)	保健センター(64歳以下) 受付時間午後3時まで
7月9日(月)	六栗公民館	上六栗老人憩の家
7月11日(水)	高力老人憩の家	
7月13日(金)	鷺田公民館(64歳以下)	
7月14日(土)	保健センター(64歳以下)	保健センター(64歳以下) 受付時間午後3時まで
9月7日(金)	保健センター(65歳以上)	
10月3日(水)	保健センター(64歳以下)	
11月3日(土)	保健センター(64歳以下)	
12月4日(火)	保健センター(64歳以下)	

※社会保険、組合国保などに加入の人(被扶養者含む)へ

勤め先や加入している健康保険に健診の有無をご確認ください。
 確認後、保険者による健診の機会がない人については下記のどちらかの方法で住民健診が受診できます。
 ①9月7日(金)または12月4日(火)に保険者が発行する『特定健診受診券(岡崎市医師会のはるさき健診センターで利用できるもの)』を利用して無料で受診する。ただし、保険者によって自己負担金が発生する場合がありますので、保険者にお問い合わせください。
 ②受診券の代わりに、自己負担金5,000円を支払い受診する。この場合、全日程で受診できます。
 特定保健指導は、各保険者が実施します。

【注意事項】

- ・大腸がん検診は自己負担金400円、肺がん^{かくたん}喀痰検査は自己負担金500円(肺がんの罹患^{りかん}リスクが高いと判断された人のみ)です。希望される人は、健診会場に直接お金をお持ちください。健診当日に詳しく説明し、容器をお渡しします。
- ・胸部レントゲン撮影を行います。「薄手で無地のTシャツまたは肌着1枚」で撮影します。スリッパやボタン、金具、刺しゅう、ワンポイント、ポケットなどがある服装はご遠慮ください。
 ネックレスや湿布などをつけている人は撮影前に、はずしておいてください。
- ・血糖値の気になる人は、朝食を抜いて午前の会場にお越しください。
- ・健診の結果は約1カ月後にお知らせします。

平成23年度 健康標語(一般公募作品より決定)
 ～食べすぎは あなたの体に 赤信号～ 岩堀区 S・Sさんの作品

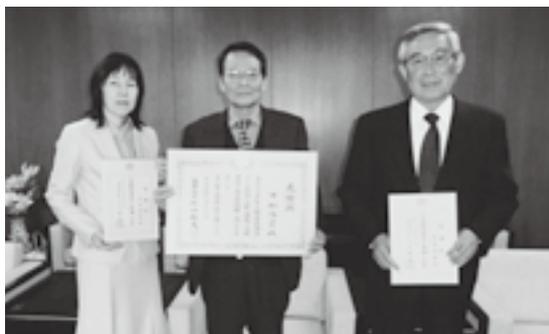
すこっぴー



すずき まさちか すぎうら まり
人権擁護委員に鈴木正親さんと杉浦真里さんが就任されました

任期満了に伴う坂崎学区および豊坂学区の人権擁護委員について、坂崎学区は、平成18年からご活躍いただいた中村潤翁さん（写真中央）の後任として鈴木正親さん（写真右）が、豊坂学区は、平成21年からご活躍中の杉浦真里さん（写真左）が引き続き、法務大臣から委嘱され、4月5日（木）に役場町長応接室にて、名古屋法務局岡崎支局長より感謝状と委嘱状の交付を受けられました。

町には町長から推薦され、法務大臣により委嘱された6人の人権擁護委員がおり、人権に関する相談をお受けします。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。



問合せ 住民課戸籍G（内線 131）

5月1日現在の幸田町の人権擁護委員は次の皆さんです。（敬称略）

氏名	学区	電話
平野 郁孝	幸田	62 - 6976
三浦 敏男	深溝	62 - 5369
杉浦 真里	豊坂	62 - 0885
山田 和代	荻谷	62 - 6832
中根 光子	中央	62 - 5767
鈴木 正親	坂崎	62 - 3674

西三河イベントだより

史跡八橋かきつばたまつり

訪れる多くの人々を魅了してきた歴史と伝説の地「八橋」で今年も「史跡八橋かきつばたまつり」を開催します。まつり期間中は観光ガイドボランティアが、八橋で昔から伝えられている話などを交えてかきつばた園をご案内します。また、毎夜午後9時まで夜間照明を行います。

とき 4月27日（金）～5月26日（土）

ところ 八橋かきつばた園（知立市八橋町寺内 61 - 1）および知立文化広場（知立市八橋町井戸尻 28 - 1）

問合せ 知立市観光協会事務局（経済課内 ☎ 0566 - 83 - 1111）

知立市

映画撮影とステージと食の祭典 タカハマ物語フェスタ

高浜市が制作している市民参加型映画「タカハマ物語」。そのラストシーンを撮影します。

とき 5月3日（木）午前10時～午後4時 *雨天時は5月4日（金）に順延

ところ ㈱ジェイテクト田戸岬工場内広場（高浜市田戸町一丁目5番地3）

内容 【食の広場】人気のB-1グルメ「とりめし」をはじめ、名物・名産品を販売します。

【映画ラストシーンの撮影】ラストシーンとなる主人公たちのバンドのコンサートシーンの撮影を行います。（午前10時～午後1時）

エキストラ募集 コンサートの観客エキストラを募集しています。詳しくは高浜市ホームページをご覧ください。

そのほか 名鉄高浜港駅よりシャトルバスを運行します。

問合せ 高浜市役所文化スポーツG（☎ 0566 - 52 - 1111）

高浜市

あぶらがふち 油ヶ淵花しょうぶまつり

110種約3万株の花しょうぶが楽しめます。期間中は午後9時までぼんぼり照明でライトアップします。

とき 5月25日（金）～6月22日（金）

ところ 油ヶ淵遊園地、応仁寺境内一帯（碧南市油淵町）

イベント ・ほたるの里・銘木工芸展・草木染・藍染展・油ヶ淵写生大会・ミニSL乗車会・観光写真撮影会・民謡の集い・お茶会・西端商店街主催ミニステージ・応仁寺本堂開放

問合せ 碧南市観光協会（☎ 0566 - 41 - 3311）

碧南市

気づけばあなたもターゲット

インターネットの通信販売トラブル 編



Aを選んだあなたは

正解です。

申し込む前に、広告を印刷しておきましょう!

Bを選んだあなたは

トラブルにあう可能性があります。

急いでお金を振込んでしまったあなたには、こんな運命が待っているかも...



アドバイス

▶ 信頼できる業者を選びましょう。このマークの有無が目安になります。



(オンラインマーク)



社団法人日本通信販売協会

(ジャドママーク)

▶ 申込みの際には最新の注意を払い、広告内に、商品等の価格やその支払方法、商品等の引き渡しの時期や方法、事業者の名称や住所、電話番号等の法定内容の記載があるかを確認しましょう。特に、商品の説明(色・サイズ・金額・数量等)と取消条件(返品条件や解約手数料等)は必ず確認しましょう。

▶ 通信販売にはクーリングオフは適用されません。自己都合の返品については、ホームページに記載されている「返品特約」に従うことになります。広告等に返品条件が表示されていない場合は、8日間は送料を消費者負担で返品(契約解除)が可能です。(商品が不良品である場合は別になります。)